

- ④内職、パート、日雇い等の人で所得税の源泉徴収がされていない人
 - ⑤給与支払報告書を役場に提出していない事業所から給与を受けている人（源泉徴収票を受け取っていない人）
 - ⑥中途退職などで年末調整を済ませていない人
 - ⑦国民健康保険に加入している人
- 住民税の申告が不要な人**
町内に住所を有する人で、次の人は申告をする必要がありません。
- ①平成15年分の確定申告をした人
 - ②前年中の所得が給与所得のみで、勤務先から給与支払報告書が役場に提出されている人
 - ③前年中の収入が全く無く同居している親族の扶養家族として申告されている人。
- 国保加入者は必ず申告を**
国民健康保険の加入者で申告がない場合、一定所得以下の方に適用される軽減制度が適用できなくなり、平成15年中に収入がない方でも住民税の申告をしてください。
- 申告に必要なもの**
- ▼申告書関係書類
 - ▼所得に関する書類（収支内訳書、源泉徴収票など）
 - ▼平成15年分農業所得計算書（経費目安割合方式）
 - ▼生命保険料、損害保険料、社会保険料、医療費などの領収書や支払証明書など
 - ▼配偶者特別控除を受ける人は、配偶者の所得がわかるもの（源泉徴収票等）
- ▼筆記用具・計算機・印鑑

■ 所得税確定申告書作成指導会

指導日	受付時間	指導時間	会場	対象地区
2月25日(水)	午前9:30~10:00 午後1:00~ 1:30	午前10:00~12:00	町民センター	全 町 税理士会による無料相談も受けられます
26日(木)		午後 1:00~ 4:00		
27日(金)				

■ 住民税申告相談日程

相談日	時 間		会 場	(時 間)
	午 前	午 後		
2月16日(月)	神戸		神戸公民館	9:00~11:00 1:00~ 4:00
17日(火)	栗 生	若宮・塚平	午前: 栗生集落センター 午後: 若宮構造改善センター	9:00~11:00 1:00~ 4:00
18日(水)	大平・松田・原の茶屋・富士見ヶ丘	木の間・横吹・花場・休戸・とちの木	午前: 原の茶屋公民館 午後: 木の間公民館	9:00~11:00 1:00~ 4:00
19日(木)	上蔦木・下蔦木		上蔦木集落センター	9:00~11:00 1:00~ 4:00
20日(金)	乙事・小六		乙事公民館	9:00~11:00 1:00~ 4:00
23日(月)	立 沢		立沢構造改善センター	9:00~11:00 1:00~ 4:00
24日(火)	南原山・富原・立沢南原		午前: 南原山集落センター	9:00~11:00
3月2日(火)	机・平岡・神代	瀬沢・先能	午前: 机集落センター 午後: 瀬沢公民館	9:00~11:00 1:00~ 4:00
3日(水)	高 森	新 田	午前: 高森公民館 午後: 新田集落センター	9:00~11:00 1:00~ 4:00
4日(木)	信濃境・池袋・烏帽子		信濃境公民館	9:00~11:00 1:00~ 4:00
5日(金)	田端・先達	葛 窪	午前: 先達公民館 午後: 葛窪転作研修センター	9:00~11:00 1:00~ 4:00
8日(月)	富士見・富ヶ丘		役場1階 101会議室・102会議室	9:00~11:00 1:00~ 4:00
9日(火)	富里・立沢広原・境広原		役場1階 101会議室・102会議室	9:00~11:00 1:00~ 4:00
10日(水)	富士見台・桜ヶ丘		役場1階 101会議室・102会議室	9:00~11:00 1:00~ 4:00

■ お 願 い ■

- * 役場税務課窓口での申告相談は、上記日程中にご遠慮ください。
期間中窓口には通常業務の職員しかいませんので申告相談は対応できない場合がありますのでご了承ください。
- * 資料準備の都合上、指定された会場で申告をされますよう、ご協力ください。
- * 税務署からの確定申告について指定のある方は、必ずその日時を守ってください。
- * 必要な伝票類は整理し、申告書はご自分で記入してください。

申告についてのお問い合わせ

- 諏訪税務署 ☎ 52 - 1390
- 役場税務課町民税係 ☎ 62 - 9122 (有) 9122
- 2月25・26・27日の町民センター（申告会場直通）
(有) 8555・8147 ☎ 080 - 1077 - 1775